

## 令和6年度 東京都私立高等学校等奨学給付金

# 家 計 急 変 対 応

### 1. 申請について

- Q1. この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。  
A. 併用できます。「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。
- Q2. 保護者（申請者）は都内に居住しており、生徒が都外（寮）に居住しています。申請できますか。  
A. 申請できます。
- Q3. 生徒が高等学校を卒業後、専修学校高等課程に入学しました。申請できますか。  
A. 高等学校を卒業されている方は、申請できません。「奨学給付金」は、就学支援金の対象校を卒業しているなど、就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格がない場合は対象外です（※専攻科の場合を除く）。
- Q4. 6月に退学しましたが申請できますか。  
A. 申請できません。申請年度の7月1日現在で在学している必要があります。
- Q5. 7月2日以降に入学しましたが、申請できますか。  
A. 申請日現在で在学していれば申請できます。
- Q6. 7月2日以降に都外に転居しておりますが、申請できますか。  
A. 申請年度の7月1日時点で都内に居住していれば、申請できます。
- Q7. 東京都の「私立学校被災生徒等臨時支援金」の支給を受けています。「奨学給付金」と併用できますか。  
A. 東日本大震災又は大規模災害により被災し、都内の私立学校に転入学された方に対する「私立学校被災生徒等臨時支援金」とは併用できません。
- Q8. 生徒2名分以上の申請をする場合、添付する書類はそれぞれ2部必要ですか。  
A. 必要です。生徒ごとに、それぞれ申請書と添付書類をご提出ください。なお、申請書に添付する書類は、コピーでも構いません。

### 2. 申請者について

- Q9. 保護者がいません（成人している場合等）。本人が申請できますか。  
A. 生徒が、他の人（配偶者等）の収入により生計を維持している場合はその人（配偶者等）が申請してください。生徒本人のみで本人の生計を維持していることが確認できるなど、一定の条件に該当する場合は、生徒本人が申請者となることができます。詳しくは、下記「問合せ先」へご相談ください。
- Q10. 「課税証明書」に生徒の扶養が載っていませんが、提出できますか。  
A. 課税証明書の他に世帯の扶養人数の確認のため、世帯全員の健康保険証コピーをご提出ください。マイナ保険証等で扶養の記載がない場合は、下記「問合せ先」へご相談ください。
- Q11. 親権を行う児童福祉施設の長です。申請できますか。  
A. 申請できますが、生徒に対して見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外です。

### 3. 7月1日以降に家計が急変した場合について

- Q12. 7月1日以降に家計が急変したのですが、申請することはできますか。  
A. 令和7年1月に別途申請を受け付ける予定です。日程などの詳細については、12月上旬頃に財団のホームページをご覧ください。下記「問合せ先」へお問い合わせください。

## 4. 振込先口座について

Q13. 振込先口座は配偶者や生徒の名義の口座でも振り込まれますか。

A. 振り込みできません。振込先口座は、必ず申請者名義（個人）の口座を記入してください。

Q14. ゆうちょ銀行の店名・口座番号はどうやって確認できますか。

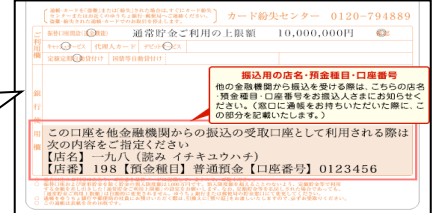
A. ゆうちょ銀行の通帳に印字された他金融機関からの振込の受取口座用の「店名」・「口座番号」を確認してください。「記号」・「番号」ではありません。

ゆうちょ銀行の店名・口座番号の通帳記載例

【店名】一九八 【店番号】198 【口座番号】0123456

Q15. ゆうちょ銀行以外の店名・口座番号はどうやって確認できますか。

A. 銀行の通帳や、キャッシュカードに印字された番号をご確認ください。



## 問合せ先

東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当

☎(03)5206-7925( 土日・祝日・年末年始を除く 9:15~17:00 )

東京都私学財団

検索

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>

※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校法人、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有します。個人情報取り扱いについては、別紙「個人情報の取り扱いについて」をご参照ください。